

事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 業 度	・	・	法人名	()
年 度	・	・		

別表六の二(二十五) 令四・四・一以後終了連結事業年度分

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否				可			
(別表六の二(四)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合)							
各 連 報 技 術 事 業 適 用 設 備 に お け る 事 業 適 用 設 備 の 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 生 産 工 程 法 人 税 額 基 準 額	調整前連結税額基準額 $(46) \times \frac{(1)}{(36)}$	25	
		調 整 前 連 結 税 額 の 個 別 帰 属 額 $(37) \times \frac{(1)}{(33)}$			2	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	26
	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(二十五)付表「10」のうち情報技術事業適応設備に係る額の合計額)	3	同 上 の うち 産 業 競 争 力 の 強 化 に 著 し く 資 する 情 報 技 術 事 業 適 用 の 用 に 供 する も の に 係 る 額	4	個 別 帰 属 額 基 準 額 の 残 額 $(26) - ((26) - (9))$ 又は $((17) - (19))$	27	法 人 税 額 基 準 額 $((25) \text{と} (27) \text{の} \text{うち} \text{少} \text{な} \text{い} \text{金} \text{額})$
		同 上 の うち 産 業 競 争 力 の 強 化 に 著 し く 資 する 情 報 技 術 事 業 適 用 の 用 に 供 する も の に 係 る 額				4	
	税 額 控 除 限 度 額 $((3) - (4)) \times \frac{3}{100} + (4) \times \frac{5}{100}$	5	法 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(38) \times \frac{(1)}{(34)}$	6	当 期 税 額 控 除 可 能 額 $((24) \text{と} (28) \text{の} \text{うち} \text{少} \text{な} \text{い} \text{金} \text{額})$	29	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(48) \times \frac{(29)}{(47)}$
		法 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$				7	
	法 人 税 額 基 準 額 $((6) \text{と} (7) \text{の} \text{うち} \text{少} \text{な} \text{い} \text{金} \text{額})$	8	当 期 税 額 控 除 額 $(29) - (30)$	8	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 $((11) + (21) + (31))$	31	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 $((11) + (21) + (31))$
		当 期 税 額 控 除 可 能 額 $((5) \text{と} (8) \text{の} \text{うち} \text{少} \text{な} \text{い} \text{金} \text{額})$				9	
	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(40) \times \frac{(9)}{(39)}$	10	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55」の①)	9	各 情 報 技 術 事 業 適 用 設 備 の 取 得 を し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (情報技術事業適応設備の取得適用連結法人の(1)の合計)	33	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55」の①)
		当 期 税 額 控 除 額 $(9) - (10)$				11	
	支 出 し た 金 額 の 合 計 額 (別表六の二(二十五)付表「12」の合計)	12	事 業 適 用 繰 延 資 産 に 係 る 費 用 を 支 出 し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (事業適応繰延資産の支出適用連結法人の(1)の合計)	12	生 産 工 程 効 率 化 等 設 備 等 の 取 得 を し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (生産工程効率化等設備等の取得適用連結法人の(1)の合計)	35	生 産 工 程 効 率 化 等 設 備 等 の 取 得 を し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (生産工程効率化等設備等の取得適用連結法人の(1)の合計)
		同 上 の うち 産 業 競 争 力 の 強 化 に 著 し く 資 する 情 報 技 術 事 業 適 用 を 実 施 する ため に 利 用 する ソ フ ト ウ ェ ア の そ の 利 用 に 係 る 費 用 の 額				13	
	繰 延 資 産 税 額 控 除 限 度 額 $((12) - (13)) \times \frac{3}{100} + (13) \times \frac{5}{100}$	14	調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二「2」)	14	総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(37) \times \frac{20}{100}$	37	調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二「2」)
		法 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(42) \times \frac{(1)}{(35)}$				15	
	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	16	情 報 技 術 事 業 適 用 設 備 の 当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(9)の合計)	16	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7」の㉓)	39	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7」の㉓)
		個 別 帰 属 額 基 準 額 の 残 額 (16) 又は $((16) - (9))$				17	
	法 人 税 額 基 準 額 $((15) \text{と} (17) \text{の} \text{うち} \text{少} \text{な} \text{い} \text{金} \text{額})$	18	当 期 税 額 控 除 額 の 合 計 額 $(39) - (40)$	18	事 業 適 用 繰 延 資 産 の 総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 の 残 額 (38) 又は $((38) - (39))$	41	事 業 適 用 繰 延 資 産 の 総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 の 残 額 (38) 又は $((38) - (39))$
		当 期 税 額 控 除 可 能 額 $((14) \text{と} (18) \text{の} \text{うち} \text{少} \text{な} \text{い} \text{金} \text{額})$				19	
	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(44) \times \frac{(19)}{(43)}$	20	当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(19)の合計)	20	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7」の㉓)	43	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7」の㉓)
		当 期 税 額 控 除 額 $(19) - (20)$				21	
	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(二十五)付表「10」のうち生産工程効率化等設備に係る額の合計額)	22	当 期 税 額 控 除 額 の 合 計 額 $(43) - (44)$	22	生 産 工 程 効 率 化 等 設 備 等 の 生 産 工 程 効 率 化 等 設 備 等 の 取 得 を し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 残 額 $(38) - ((38) - (39))$ 又は $((42) - (43))$	45	生 産 工 程 効 率 化 等 設 備 等 の 取 得 を し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 残 額 $(38) - ((38) - (39))$ 又は $((42) - (43))$
		同 上 の うち エ ネ ル ギ ー の 利 用 に よ る 環 境 へ の 負 荷 の 低 減 に 著 し く 資 する も の に 係 る 額				23	
	生 産 工 程 効 率 化 等 設 備 等 税 額 控 除 限 度 額 $((22) - (23)) \times \frac{5}{100} + (23) \times \frac{10}{100}$	24	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 $(41) + (45) + (49)$	24	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 $(41) + (45) + (49)$	47	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 $(41) + (45) + (49)$
		生 産 工 程 効 率 化 等 設 備 等 税 額 控 除 限 度 額 $((22) - (23)) \times \frac{5}{100} + (23) \times \frac{10}{100}$				24	
同 上 の うち エ ネ ル ギ ー の 利 用 に よ る 環 境 へ の 負 荷 の 低 減 に 著 し く 資 する も の に 係 る 額	23	当 期 税 額 控 除 額 の 合 計 額 $(47) - (48)$	23	当 期 税 額 控 除 額 の 合 計 額 $(47) - (48)$	49	当 期 税 額 控 除 額 の 合 計 額 $(47) - (48)$	
	生 産 工 程 効 率 化 等 設 備 等 税 額 控 除 限 度 額 $((22) - (23)) \times \frac{5}{100} + (23) \times \frac{10}{100}$				24		50
生 産 工 程 効 率 化 等 設 備 等 税 額 控 除 限 度 額 $((22) - (23)) \times \frac{5}{100} + (23) \times \frac{10}{100}$	24	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 $(41) + (45) + (49)$	24	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 $(41) + (45) + (49)$	50	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 $(41) + (45) + (49)$	
	生 産 工 程 効 率 化 等 設 備 等 税 額 控 除 限 度 額 $((22) - (23)) \times \frac{5}{100} + (23) \times \frac{10}{100}$				24		50